

平成二十八年二月二日受領
答弁第八一一号

内閣衆質一九〇第八一号

平成二十八年二月二日

内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議長 大島 理 森殿

衆議院議員鈴木貴子君提出国会審議への遅刻で防衛省幹部が処分されたことに関する質問に対し、別紙答
弁書を送付する。

衆議院議員鈴木貴子君提出国会審議への遅刻で防衛省幹部が処分されたことに関する質問に対する答
弁書

一及び二について

御指摘の事案に関し平成二十八年一月二十一日に防衛大臣が行った訓戒及び注意は、訓戒等に関する訓令（昭和三十一年防衛庁訓令第三十三号）に基づき、行為の態様、影響等を含め諸般の事情を総合的に考慮して行ったものであり、適切なものであると考えている。